※本資料は、平成23年7月28日開催、地域包括支援センター運営協議会へ 提出された、第5期計画における課題検討資料です。

> 平成 23 年 7 月 28 日 福 祉 部 高 齢 社 会 対 策 課 光が丘総合福祉事務所

第5期練馬区介護保険事業計画にかかる検討課題 「地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実」

【目標】

地域包括支援センター(高齢者相談センター)の体制を強化し、地域との連携を深めることで相談支援体制の充実を図り、高齢者が地域の中で安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

平成 22 年 8 月に区内の介護支援専門員を対象に実施した「高齢者相談センターに関するアンケート調査」の結果では、現在の本所支所体制は、地域の介護支援専門員等からは概ね肯定的な評価をいただいていますが、本所と支所の役割について「わかりにくい」「違いが不明確である」との意見もいただいています。さらには、本所や支所間の対応力に差があるとの指摘もあります。本所や支所の人的資源に限りがある中でより効率的で、どの高齢者相談センターでも同水準の相談支援を行う体制を構築する必要があります。

また、支所の配置について、区内にはどの支所からも遠い地域が一部あります。全ての高齢者が支所に気軽に相談できるために、さらに支所の整備が必要です。

さらに、近年、高齢者虐待の相談件数が増えています。相談に至らない潜在 的な高齢者虐待も多いのではないかと推察されます。こういった高齢者虐待へ の対応も強化しなければなりません。

高齢者の相談支援や見守りについては、高齢者相談センターのみで対応するだけでなく、地域資源等との連携を深め、地域全体で高齢者を支援する仕組みが必要になります。

【施策の方向性と取組】

1 効率的な相談支援体制の構築

練馬区の高齢者相談センター体制の特徴である、本所支所体制が充分な効果を発揮するために、本所と支所の役割分担を明確にします。また、支所の中には、高齢者相談センターに必要な 3 職種のうち保健師(看護師)の確保に苦慮しているとの意見があります。必要な人材の確保についての支援を検討します。

高齢者相談センターが高齢者虐待や支援困難事例への対応など重点的に行うべき業務に傾注できるよう、介護予防プラン作成委託や認定調査の受託法人への委託や、成年後見制度の区長申立て書類の作成委託などにより業務のスリム化を行います。

2 高齢者相談センターの対応力の強化

本所と支所の役割分担を明確にし、それが有効な相談支援体制となるためには本所支所職員の資質の向上が欠かせません。効果的な研修方法や必要なテーマによる研修の充実を行います。

3 高齢者相談センターの整備

区内の支所配置の状況と担当高齢者人数を調整するため、支所の増設と担当区域の見直しを行います。さらに、増加し複雑化する相談に対応するために、支所の職員体制について検討を行います。

4 高齢者虐待対応の充実強化

高齢者虐待の発見から対応まで一貫して対応できる、直営の地域包括支援 センターのメリットを生かしながら、更なる対応力の向上を目指します。

虐待が疑われる情報をきちんと受け止めるために、さまざまなチャンネルを用意する必要があります。支所を中心とした地域との連携関係を構築することにより情報の取得に努めます。また、「虐待」という言葉には大変強いイメージがあるため、地域の方が、高齢者相談センターへの通報を躊躇する場合もあります。虐待対応が、虐待者・被虐待者の両者の支援を行うものであることの周知、啓発を行います。

施設従事者による虐待を防ぐために、施設を対象にどのような行為が虐待 にあたるかなどの啓発を行います。

また、虐待情報を受けた本所や支所が確実な対応が取れるように、職員のレベルアップを図るとともに、本所と支所の連携を深め虐待対応マニュアルの確実な執行に努めます。

5 高齢者相談センターと医療との連携強化

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携して要介護者を支援する地域包括ケアシステムの構築が求められています。この中では医療と介護の連携がとりわけ重要です。そのために、支所に、介護・医療いずれの分野についても十分な経験・知識を有する職員を配置した在宅療養相談窓口を設置することを目指します。